

雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 雇用保険法の一部改正

一 受講指示の対象となる職業訓練の追加

公共職業安定所長が受給資格者に対して受講を指示することができる公共職業訓練等として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練（厚生労働省令で定めるものを除く。）を加えること。（第十五条第三項関係）

二 事業を開始した受給資格者等に係る受給期間の特例

受給資格者であつて、基本手当の受給資格に係る離職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他厚生労働省令で定めるものを除く。）を開始したものその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間（当該期間の日数が四年から受給期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、受給期間に算入しないものとする。こと。（第二十条の二関係）

三 能力開発事業の改正

能力開発事業として、職業能力開発促進法第十条の三第一項第一号の規定によりキャリアコンサルタントの機会を確保する事業主に対して必要な援助を行うこと及び労働者に対してキャリアコンサルティングの機会を確保を行うことができるものとする。 (第六十三条第一項第六号関係)

四 国庫負担の改正

1 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付 (高年齢求職者給付金を除く。以下この1において同じ。) に要する費用に係る国庫の負担額について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合に相当する額とすること。 (第六十六条第一項第一号関係)

(一) 毎会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況が、当該会計年度における求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する場合 当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の四分の一

(二) (一)に掲げる場合以外の場合 当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の四十分

2 日雇労働求職者給付金及び広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用に係る国庫の負担額について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合に相当する額とすること。

(第六十六条第一項第二号及び第六十七条関係)

(一) 1(一)に掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金及び広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三分の一

(二) 1(二)に掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金及び広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三十分の一

3 国庫は、毎会計年度において、労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合(雇用保険率が千分の十五・五(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により雇用保険率が変更されている場合においては千分の十五又は千分の十四・五)以上である場合その他の政令で定める場合に限る。)には、当該会計年度における失業等給付及び職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部に充てるため、予算で定めるところにより、雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定により負担する額を超えて、その費用の一部を負担することができるもの

とすること。（第六十七条の二関係）

4 雇用継続給付（介護休業給付金に限る。5において同じ。）、育児休業給付及び職業訓練受講給付金に係る国庫の負担額については、当分の間、国庫が負担すべきこととされている額の百分の五十五に相当する額とすること。（附則第十三条第一項関係）

5 令和四年度から令和六年度までの各年度における雇用継続給付及び育児休業給付に要する費用に係る国庫の負担額については、4にかかわらず、国庫が負担すべきこととされている額の百分の十に相当する額とすること。（附則第十四条の三第一項関係）

6 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため、国庫が、予算で定めるところにより、令和四年度における失業等給付及び職業訓練受講給付金の支給に要する費用（特別会計に関する法律附則第二十条の三第四項の規定による繰入れ又は同条第五項の規定による補足を行った金額がある場合は、当該金額に相当する額を当該費用に加えた額）の一部を負担できるものとともに、国庫が、同年度における雇用安定事業（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業等に限る。）に要する費用のうち政令で定めるところにより算定した額を負担するものとする。 （附則第十四

条の四第一項及び第二項関係)

7 雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、令和七年四月一日以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で4の国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。 (附則第十五条関係)

五 基本手当の支給に関する暫定措置の改正

特定理由離職者(厚生労働省令で定める者に限る。)を特定受給資格者とみなして基本手当の支給に関する規定を適用する暫定措置を令和七年三月三十一日以前の離職者まで適用するものとする。

(附則第四条第一項関係)

六 地域延長給付の改正

地域延長給付について、令和七年三月三十一日以前の離職者まで支給することができるものとする。 (附則第五条第一項関係)

七 教育訓練支援給付金の改正

教育訓練支援給付金について、令和七年三月三十一日以前に教育訓練を開始した者に対して支給する

ものとする。 (附則第十一条の二第一項関係)

八 返還命令等の対象の追加

募集情報等提供事業を行う者(第二の一の募集情報等提供を業として行う者をいい、第二の一の3に掲げる行為(労働者になろうとする者の依頼を受けて行う場合に限る。)を行う者に限る。)が偽りの届出等をしたため失業等給付が支給されたときは、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、失業等給付の返還又は納付額の納付を命ずることができるものとする。 (第十条の四第二項関係)

九 その他

その他所要の改正を行うこと。

第二 職業安定法の一部改正

一 募集情報等提供の定義の拡大

「募集情報等提供」について、次に掲げる行為をいうものと定義すること。 (第四条第六項関係)

1 労働者の募集を行う者等(労働者の募集を行う者、募集受託者又は職業紹介事業者その他厚生労働省令で定める者(以下この一において「職業紹介事業者等」という。))をいう。4において同じ。)

の依頼を受け、労働者の募集に関する情報を労働者になろうとする者又は他の職業紹介事業者等に提供すること。

2 1のほか、労働者の募集に関する情報を、労働者になろうとする者の職業の選択を容易にすることを目的として収集し、労働者になろうとする者等（労働者になろうとする者又は職業紹介事業者等）をいう。3において同じ。）に提供すること。

3 労働者になろうとする者等の依頼を受け、労働者になろうとする者に関する情報を労働者の募集を行う者、募集受託者又は他の職業紹介事業者等に提供すること。

4 3のほか、労働者になろうとする者に関する情報を、労働者の募集を行う者の必要とする労働力の確保を容易にすることを目的として収集し、労働者の募集を行う者等に提供すること。

二 官民の相互協力

雇用情報の充実等に関し、職業安定機関と相互に協力するよう努めなければならない対象に募集情報等提供事業を行う者を加えること。（第五条の二第一項関係）

三 求人等に関する情報の的確な表示

1 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、募集情報等提供事業を行う者並びに労働者供給事業者は、刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法（以下この三において「広告等」という。）により求人若しくは労働者の募集に関する情報又は求職者若しくは労働者になろうとする者に関する情報その他厚生労働省令で定める情報（3において「求人等に関する情報」という。）を提供するときは、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならないものとする。 （第五条の四第一項関係）

2 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、広告等により労働者の募集に関する情報その他厚生労働省令で定める情報を提供するときは、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。 （第五条の四第二項関係）

3 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者並びに労働者供給事業者は、広告等により求人等に関する情報を提供するときは、厚生労働省令で定めるところにより正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならないものとする。 （第五条の四

第三項関係）

四 個人情報の取扱い

公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、五の二の特定募集情報等提供事業者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、厚生労働省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならぬものとする。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りではないものとする。 (第五条の五第一項関係)

五 特定募集情報等提供事業の届出等

1 「特定募集情報等提供」について、労働者になろうとする者に関する情報を収集して行う募集情報等提供をいうものと定義すること。 (第四条第七項関係)

2 「特定募集情報等提供事業者」について、3の届出をして特定募集情報等提供事業を行う者をいうものと定義すること。 (第四条第十一項関係)

3 特定募集情報等提供事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、氏名又は名称

及び住所その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならぬものとする。 (第四十三条の二第一項関係)

4 特定募集情報等提供事業者は、3により届け出た事項に変更があつたとき又は3の届出に係る特定募集情報等提供事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないものとする。 (第四十三条の二第二項及び第三項関係)

5 特定募集情報等提供事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業に係る事業概況報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。 (第四十三条の五関係)

六 特定募集情報等提供事業者の報酬受領の禁止

特定募集情報等提供事業者は、その行った募集情報等提供に係る労働者の募集に応じた労働者から、当該募集情報等提供に関し、いかなる名義でも、報酬を受けてはならないものとする。 (第四十三

条の三関係)

七 募集情報等提供事業者の事業情報の公開

募集情報等提供事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の募集に関する情報の

的確な表示に関する事項、苦情の処理に関する事項その他厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行うように努めなければならないものとする。こと。（第四十三条の六関係）

八 募集情報等提供事業を行う者による苦情の処理

1 募集情報等提供事業を行う者は、労働者になろうとする者、労働者の募集を行う者、募集受託者、職業紹介事業者その他厚生労働省令で定める者から申出を受けた事業に関する苦情を適切かつ迅速に処理しなければならないものとする。こと。（第四十三条の七第一項関係）

2 募集情報等提供事業を行う者は、1の目的を達成するために必要な体制を整備しなければならないものとする。こと。（第四十三条の七第二項関係）

九 特定募集情報等提供事業者の秘密を守る義務等

1 職業紹介事業者等に加え、特定募集情報等提供事業者及び当該事業者の従業者は、正当な理由なく、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしてはならないものとする。こと。特定募集情報等提供事業者及び当該事業者の従業者でなくなった後においても、同様とすること。（第五十一条第一項関係）

（第五十一条第一項関係）

2 職業紹介事業者等に加え、特定募集情報等提供事業者及び当該事業者の従業者は、その業務に関して知り得た個人情報等を、みだりに他人に知らせてはならないものとする。特定募集情報等提供事業者及び当該事業者の従業者でなくなった後においても、同様とすること。（第五十一条第二項関係）

十 指針

厚生労働大臣は、三に定める事項に関し、職業紹介事業者、募集情報等提供事業者を行う者等が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。 （第四十八条関係）

十一 事業者団体等の責務

1 職業紹介事業者又は募集情報等提供事業者を行う者を直接又は間接の構成員とする団体は、職業紹介事業又は募集情報等提供事業の適正な運営の確保及び求職者又は労働者になろうとする者の保護が図られるよう、構成員に対し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めなければならないものとする。 （第四十七条の三第一項関係）

2 国は、1の団体に対し、職業紹介事業又は募集情報等提供事業の適正な運営の確保及び求職者又は

労働者になろうとする者の保護に関し必要な助言及び協力を行うように努めるものとする。 (第四十七條の三第二項關係)

十二 指導監督

1 厚生労働大臣による改善命令の対象に、募集情報等提供事業を行う者を加えること。 (第四十八條の三第一項關係)

2 厚生労働大臣は、特定募集情報等提供事業者が四の個人情報取扱い、六の報酬受領の禁止、九の秘密を守る義務等又は1の改善命令に違反したときは、期間を定めて当該特定募集情報等提供事業の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。 (第四十三條の四關係)

3 厚生労働大臣に対する申告の対象に、募集情報等提供事業を行う者を加えること。 (第四十八條の四關係)

4 行政庁による立入検査の対象に、募集情報等提供事業を行う者を加えること。 (第五十條第二項關係)

5 政府が行う指導監督の対象から、募集情報等提供事業を行う地方公共団体を除くこと。 (第四十三

条の九関係)

十三 その他

1 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で募集情報等提供を行った者又はこれに従事した者について、一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処するものとする。 (第六十三条第二号関係)

2 十二の2の事業の停止の命令に違反した者について、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処するものとする。 (第六十四条第九号関係)

3 六の報酬受領の禁止に違反した者、五の3の届出をしないで特定募集情報等提供事業を行った者又は虚偽の広告をなし、若しくは虚偽の条件を提示して募集情報等提供を行った者若しくはこれらに従事した者について、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処するものとする。 (第六十五条第六号、第七号及び第九号関係)

4 五の3の届出をする場合において虚偽の届出をした者又は五の4の届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者について、三十万円以下の罰金に処するものとする。 (第六十六条第七号及び第八号

関係)

5 職業紹介事業の許可の欠格事由について所要の改正を行うこと。(第三十二条関係)

6 その他所要の改正を行うこと。

第三 職業能力開発促進法の一部改正

一 キャリアコンサルティングの機会の確保

1 事業主は、その雇用する労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため必要に応じ講ずる措置として行うキャリアコンサルティングの機会の確保について、職業能力の開発及び向上の促進に係る各段階において、並びに労働者の求めに応じて行うこととし、また、キャリアコンサルタントを有効に活用するように配慮するものとする。 (第十条の三関係)

2 国及び都道府県が行うように努めなければならない事業主等及び労働者に対する援助について、キャリアコンサルティングの機会の確保に係るものを含むことを明確化すること。(第十五条の二第一項関係)

二 協議会に関する規定の新設

1 都道府県の区域において職業訓練に関する事務及び事業を行う国及び都道府県の機関（以下この1において「関係機関」という。）は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようにするため、関係機関、職業訓練又は職業に関する教育訓練を実施する者、労働者団体、事業主団体、職業紹介事業者又は特定募集情報等提供事業者、学識経験者等により構成される協議会を組織することができるものとする。 （第十五条第一項関係）

2 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。 （第十五条第三項関係）

三 国、都道府県及び市町村による配慮規定の追加

国、都道府県及び市町村は、職業訓練の実施に当たり、労働者がその生活との調和を保ちつつ、職業能力の開発及び向上を図ることができるよう、職業訓練の期間及び時間等について十分配慮するものとする。 （第十八条第三項関係）

四 その他

1 二の2に違反して秘密を漏らした者について、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処するも

のとすること。（第九十九条の三関係）

2 その他所要の改正を行うこと。

第四 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

一 雇用保険率の改正

令和四年四月一日から同年九月三十日までの期間における雇用保険率については、千分の九・五（うち失業等給付に係る率千分の二）（農林水産業及び清酒製造業については千分の十一・五（同千分の四））、建設業については千分の十二・五（同千分の四））とし、同年十月一日から令和五年三月三十一日までの期間における雇用保険率については、千分の十三・五（うち失業等給付に係る率千分の六）（農林水産業及び清酒製造業については千分の十五・五（同千分の八））、建設業については千分の十六・五（同千分の八））とすること。（附則第十一条第一項及び第三項関係）

二 その他

その他所要の改正を行うこと。

第五 特別会計に関する法律の一部改正

一 一般会計から雇用勘定への繰入れの特例

予算で定めるところにより、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業等に要する費用で国庫が負担するものに相当する額を一般会計から雇用勘定に繰り入れるものとする暫定措置を令和四年度について適用するものとする。 (附則第十九条の三関係)

二 雇用勘定の積立金の特例等 (附則第二十条の三関係)

1 育児休業給付費及び雇用安定事業費を支弁するために必要がある場合等に雇用勘定の積立金 (以下「積立金」という。) から同勘定の歳入に繰り入れること等ができるものとする暫定措置を令和六年度まで適用するものとする。

2 雇用安定事業費の財源に充てるために必要がある場合には、二事業費充当歳入額から二事業費充当歳出額を控除した残余のうち二分の一を超えない範囲内で厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める金額を雇用安定資金に組み入れ、当該残余から当該雇用安定資金への組入金を控除した額を積立金に組み入れるものとする。 (附則第十九条の三関係)

3 1により雇用安定事業費を支弁するために積立金から繰り入れた金額等の積立金に組み入れなければ

ばならない金額の総額に相当する金額から、雇用勘定の財政状況並びに雇用安定事業及び能力開発事業の実施の状況を勘案して厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める金額を控除することができるものとする。

4 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による雇用保険率の変更に係る算定において、1により繰り入れた金額等を積立金にあるものとして算定することとする規定を削除すること。

三 その他

その他所要の改正を行うこと。

第六 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部改

正

一 給付日数の延長に関する特例

1 その居住する地域における新型インフルエンザ等緊急事態措置実施期間の末日の翌日から一年経過した日後に所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる者について、特例延長給付を支給しないものとする。 (第三条第三項関係)

2 その他所要の改正を行うこと。

二 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業等について、令和五年三月三十一日までの休業期間において、支給の対象とするものとする。 (第四条及び第五条第一項関係)

第七 施行期日等

一 施行期日

この法律は、令和四年四月一日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行すること。(附則第一条関係)

1 第二の十三の5 公布の日

2 第一の一及び二 令和四年七月一日

3 第一の八、第二(二、十一及び十三の5を除く。)及び第三(一及び三を除く。) 令和四年十月一日

二 検討

1 政府は、令和六年度までを目途に、育児休業給付及びその財源の在り方について検討を加え、必要

があるとき、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第九条第一項関係)

2 政府は、第五の二の1により育児休業給付費を支弁するために積立金から繰り入れた場合等には、育児休業給付資金の額及び育児休業給付に係る収支の状況等を踏まえ、積立金への組入れの在り方について検討を加え、必要があるとき、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第九条第二項関係)

3 政府は、令和六年度までを目途に、積立金及び雇用安定資金の額その他の労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況等を踏まえ、第五の二の3の控除の在り方について検討を加え、必要があるとき、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第九条第三項関係)

4 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律により改正された第一の八及び第二の施行の状況等を勘案し、当該規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があるとき、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第九条第四項関係)

三 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うこと。（附則

第二条から第八条まで及び第十条から第二十八条まで関係）